

# 登校許可証明書

学校法人 武蔵野東学園  
武蔵野東小学校

年 組 氏名

疾病名

<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ（ 型 ）</li><li>・麻疹（はしか）</li><li>・風疹（三日はしか）</li><li>・咽頭結膜熱（プール熱）</li><li>・腸管出血性大腸菌感染症</li><li>・急性出血性結膜炎</li><li>・細菌性赤痢</li><li>・パラチフス</li><li>・その他の感染症（ ）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・百日咳</li><li>・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</li><li>・水痘（水ぼうそう）</li><li>・結核</li><li>・流行性角結膜炎</li><li>・コレラ</li><li>・腸チフス</li><li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li></ul>
発病年月日 年 月 日	

上記の疾病において、主要症状が消退し感染の恐れがなくなったため、

年 月 日 から登校しても差し支えないものと証明します。
------------------------------

年 月 日 病院住所・電話

病院名

医師名

印

## インフルエンザ 療養終了報告書

新型コロナウイルス感染症対応として、発熱外来のひっ迫等を回避するため、医療機関に登校許可証明書の発行を求めないことについては、既に周知の通りですが、季節性インフルエンザに対しても同様の扱いにするよう、2022年11月に厚労省より通達がありましたので、通達解除までの間、インフルエンザに罹患した際は、以下の項目を保護者が記入し、療養明け初日に提出してください。

**※扱いはこれまでと同様です。こちらの提出がないと登校できませんので、ご注意ください。**

武蔵野東小学校                      年                      組                      氏名

---

診断型    A型    ・    B型    ・    不明    ・    疑い    （該当する項目に○をつけてください）

---

医療機関名

---

医療機関住所

---

日付を記入してください	/	/	/	/	/	/	/	/	/
例	発症後 5 日間（出席停止期間）						発症後 5 日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に解熱した場合		解熱 1日目 2日目 →					登校 OK		
発症後 2日目に解熱した場合			解熱 1日目 2日目 →				登校 OK		
発症後 3日目に解熱した場合				解熱 1日目 2日目 →				登校 OK	
発症後 4日目に解熱した場合					解熱 1日目 2日目 →			登校 OK	
発症後 5日目に解熱した場合						解熱 1日目 2日目 →			登校 OK

インフルエンザに罹患しましたが、自宅安静、加療を続け、学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間（発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過）が終了し、体調が回復しましたので登校させることを報告いたします。

療養明け登校日

20                      年                      月                      日

---

保護者自署：

---

# 新型コロナウイルス感染症 療養終了報告書

新型コロナウイルス感染症対応として、発熱外来のひっ迫等を回避するため、医療機関に登校許可証明書の発行を求めないことについては、既に周知の通りですが、季節性インフルエンザに罹患した場合と同様に、以下の項目を保護者が記入し、療養明け初日に提出してください。

**※こちらの提出がないと登校できませんので、ご注意ください。**

武蔵野東小学校                      年                      組                      氏名

---

<医療機関などでの検査で陽性が判明した場合>

医療機関名

---

医療機関住所

---

<ご家庭で購入した検査キットで陽性が判明した場合>

(                      ) ←○を記入してください。

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					登校可能		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付を記入してください	/	/	/	/	/	/	/	/	/



5日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまで様子を見るようにしてください。  
引き続き6日目以降も欠席する場合は、出席停止扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症に罹患しましたが、自宅安静、加療を続け、学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間（発症後5日を経過し、かつ、症状が経過した後1日を経過するまで）が終了し、体調が回復しましたので登校させることを報告いたします。

療養明け登校日

20                      年                      月                      日

---

保護者自署：

---